

介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービスAの開始について

介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAの開始について

1. 介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスAについて

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスは、本市から指定を受けた事業者による通所介護と、それ以外の多様な主体による多様なサービスがあります。

多様なサービスについても、サービス提供者により種別が別れ、主に雇用労働者が提供する緩和した基準によるサービスのことを通所型サービス A と言います。

【介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス】

種別	サービス提供者	内容
通所介護	指定を受けた事業者	介護予防通所介護に相当するサービス
多様なサービス	通所型サービスA	雇用労働者
	通所型サービスB	住民
	通所型サービスC	保健医療専門職

※本市における通所型サービス A の実施状況

・平成29年6月～

みなと元気塾(社会福祉協議会)

・令和元年11月～

まめなかや(こうほうえん)

2. 新規サービスの概要

実施場所 蓮池町78番地1

事業所の名称 ステップリハはまかぜ

事業主体 介護老人保健施設はまかぜ

定員 10人

実施日時 毎週金曜日午後1時45分から3時15分まで

サービス内容 ストレッチやセラバンド等を使った体操

開始予定年月日 令和3年12月3日(金曜日)